

令和6年度小野市国民健康保険保健事業実施計画

小 野 市

1 事業の目的

被保険者の健康の保持増進に向け、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針等に基づき、事業を実施する。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進

生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を推進し、被保険者の状況に即した受診環境や保健指導体制の充実・整備を図る。

(2) 普及啓発事業及び疾病予防事業の推進

多様な年齢層の被保険者が参加しやすい普及啓発イベントの開催や、体力づくり・高齢者の活動支援等を実施する。

(3) 健康教育事業及び健康相談事業の推進

地域の実情に応じた多様な健康教育を行うとともに、被保険者の状況に即した、きめ細かな健康相談を実施する。

(4) データ分析に基づく保健事業（データヘルス）の推進

レセプト情報と健診情報等を合わせたデータを分析し、国が推進する効率的かつ効果的な保健事業を実施する。分析結果より策定したデータヘルス計画に基づき、生活習慣病の予防や重症化の防止を図る事業を展開する。

(5) 推進体制の整備等

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------|--|
| (1) 特定健康診査事業 | <p>「特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目した効果的・効率的な健康診査事業の実施により、被保険者の健康保持増進を図る。</p> <p>基本的な健診項目のほか、市の独自項目を検査項目として追加し、検査内容の充実を図る。</p> <p>健診需要の把握に努め、的確な受入体制を整備するとともに、未受診者に対しては、積極的に受診勧奨を行う。</p> <p>○R6 受診率（目標値）40%</p> <p>＜実施方法＞ ※委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別健診：小野市・加東市医師会の協力医療機関 ・集合健診：伝産会館 ・対象：40歳以上75歳未満 ・自己負担：なし |
| (2) 特定保健指導事業 | <p>「特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の結果から動機付け支援及び積極的支援が必要とされた者を対象として、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>○R6 実施率（目標値）45%</p> <p>＜実施方法＞ ※委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機付け支援 ・積極的支援 |
| (3) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少 | <p>特定健康診査等実施計画書に基づき、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率を平成20年度の結果と比べて25%の減とする（目標時期・令和11年度末）。</p> |
| (4) 人間ドック助成事業 | <p>被保険者の健康管理、疾病の早期発見、受診者の医療費負担の軽減と多様な受診機会の確保を目的に、人間ドック受診者に対する助成を実施する。</p> <p>○北播磨総合医療センター</p> <p>2日 45,500円</p> <p>1日 28,000円</p> <p>○その他の医療施設</p> <p>費用の1/2または14,000円を上限</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| (5) 服薬情報通知事業 | 多受診・重複受診者に対し、適正受診推進のために郵便通知および専門職による電話連絡を実施する。※委託 |
| (6) 歯科健康診断事業 | 被保険者の健康の増進を図るため、無料歯科健康診断を行う。※節目年齢対象者のみ |
| (7) 普及啓発事業 | <p>○国民健康保険の年度のデータをまとめ、事業概要として活用する。</p> <p>○国保加入者に向けての説明資料「あなたの健康をまもる小野市国民健康保険」を作成し、制度及び保健事業を周知する。</p> <p>○市広報及び市ホームページを活用し、国保情報・医療費情報を発信する。</p> <p>○医療費の適正化を図るため、診療を受けた被保険者に対し、2か月に1回医療費通知（全被保険者対象）を、年に8回ジェネリック医薬品利用差額通知（差額が200円以上）を発送する。</p> |
| (8) データ分析に基づく保健事業（データヘルス）の推進 | <p>レセプトや特定健康診査等の情報より、被保険者の健康課題を分析・明確化するとともに、課題に沿った事業を計画し、効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>実施後は、事業の評価を行い、その結果に基づき事業内容の見直しを図る。</p> <p>令和5年度に作成した「第3期データヘルス計画」に基づき、主に下記の事業を展開する。</p> <p>○生活習慣病の治療放置や未治療の被保険者を医療機関につなぐために、早期受診を勧奨する。</p> <p>○生活習慣病の発症・重症化の予防のため、特定健診受診者を対象にした教室を開催し、必要に応じて個別の保健指導を実施する。</p> <p>○後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施される「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」に協力し、国保から後期高齢者医療保険への継続的な事業展開が図られるようにする。</p> |
| (9) 研修機会の確保 | 保健事業のレベル向上を図るため、県・国保連合会・民間業者等を活用し、保健事業従事者の研修機会を確保する。 |

4. 推進体制

円滑な事業実施を図るため、推進体制を次のとおりとする。

市外部の関係機関・団体等の協力が得られる仕組みづくりを目指す。

